

JGAPロゴマークの使用方法 (家畜・畜産物)

	JGAP認証プログラム ロゴマーク	JGAP認証農場 ロゴマーク	JGAP農畜産物使用 ロゴマーク
種類		<p>登録番号 L123456789 Reg.L123456789</p>	<p>登録番号 L123456 Reg.L123456</p>
ロゴマークの意味	JGAP認証プログラムを表す	JGAP認証を取得した農場であることを表す	JGAP認証農場で生産された畜産物を小分け・加工した商品、または原材料として製造した商品であることを表す
使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・日本GAP協会 ・協会から使用許諾を得た者 	JGAP認証農場・団体	JGAP農畜産物使用ロゴマークの使用に責任を持つ者
使用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・日本GAP協会公式発行物 ・JGAP認証書 ・協会から許諾を受けたもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・名刺（農場・団体に所属する者に限る） ・販促資材（ウェブサイト/パンフレット/看板など） ・認証農場から出荷された認証農畜産物とその包装・梱包資材 	<ul style="list-style-type: none"> ・商品*の包装・梱包資材 ・商品*に関する販促資材（ウェブサイト/パンフレットなど）

* 商品とはJGAP認証農場で生産された畜産物を小分け・加工した商品、または原材料として製造した商品をいう

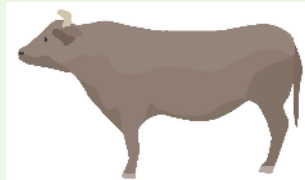
JGAP標準品目名リスト（家畜・畜産物）

品目名	注 釈
乳用牛・生乳	<ol style="list-style-type: none"> 1 生乳は、バルクタンクにおける保管まで。 2 乳用牛・生乳いずれかの品目に限定して認証の対象とすることができる。 3 認証の対象を生乳に限定した場合においても乳用牛の飼養工程を含む。
肉用牛	乳用種を含む。
豚	
採卵鶏・鶏卵	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鶏卵は、GPセンター等への出荷まで。 2. 採卵鶏・鶏卵いずれかの品目に限定して認証の対象とすることができる。 3. 認証の対象を鶏卵に限定した場合においても採卵鶏の飼養工程を含む。
肉用鶏	

JGAP認証範囲
(認証家畜・畜産物)



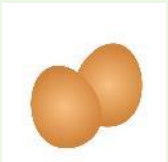
乳用牛・生乳



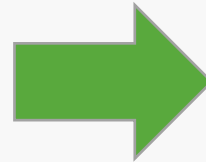
肉用牛



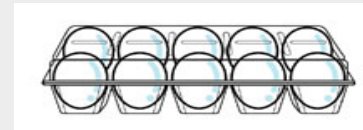
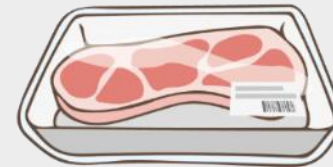
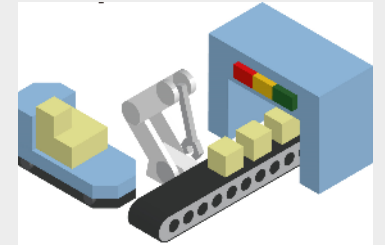
採卵鶏・鶏卵



豚



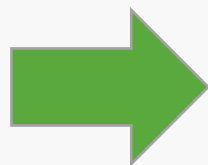
JGAP認証範囲外
(小分け・加工・製造工場など)



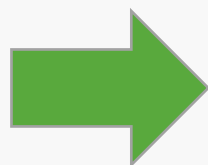
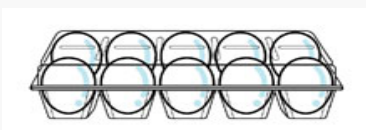
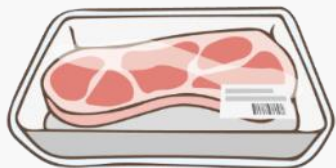
※認証農場産の家畜・畜産物を小分け・加工、
または原材料として製造した商品

2つのロゴマーク

農場(を紹介する場合)は、**認証農場**ロゴマーク



商品*(を紹介する場合)は、**農畜産物使用**ロゴマーク



* 商品とはJGAP認証農場で生産された家畜・畜産物を小分け・加工した商品、または原材料として製造した商品をいう

(1) JGAP認証農場ロゴマーク



登録番号 L123456789



Reg.L123456789

<表示方法（細則*3.3）>

*細則 = 「JGAPロゴマーク使用の細則」第9版

1. 色の**変更不可**（白黒印刷は可）：3.3.1(2)
2. 認証農場・団体の名称(通称も可) を必ず併記：3.3.2(1)
3. ロゴマーク自体がブランドであるような表示または説明は不可：3.3.2(2)
4. 縦横の比率、デザイン、登録番号の**変更不可**：3.3.3(1)
5. 拡大・縮小は**可**：3.3.3(2)

★申請時・変更時・新規使用时には

事前に必ず協会にデザイン案を報告して承認を得る

< 禁止事項 >

1. 色の変更不可(白黒印刷は可)



ロゴマークの一部に
色をおかない



登録番号(一部)の色を
変更をしない



影付けをしない



色を変更しない



白抜き(色の反転)はしない

< 禁止事項 >

4. 縦横の比率、デザイン、登録番号の変更不可

※登録番号の位置を含めてひとつのデザイン



比率を変更しない



トリミングしない



書式を変更しない



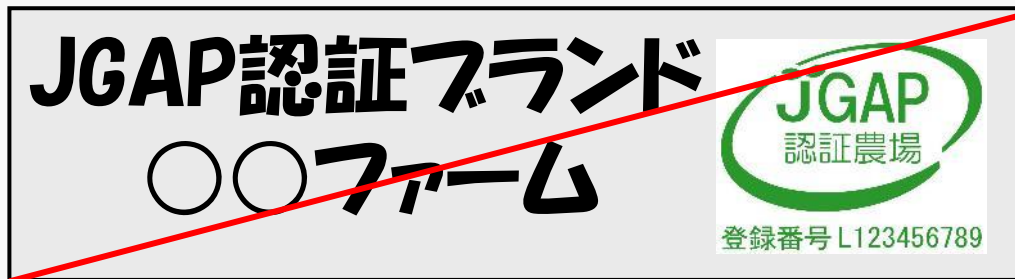
登録番号を削除しない



登録番号の位置を変えない

< 禁止事項 >

3. ロゴマーク自体がブランドであるような表示または説明

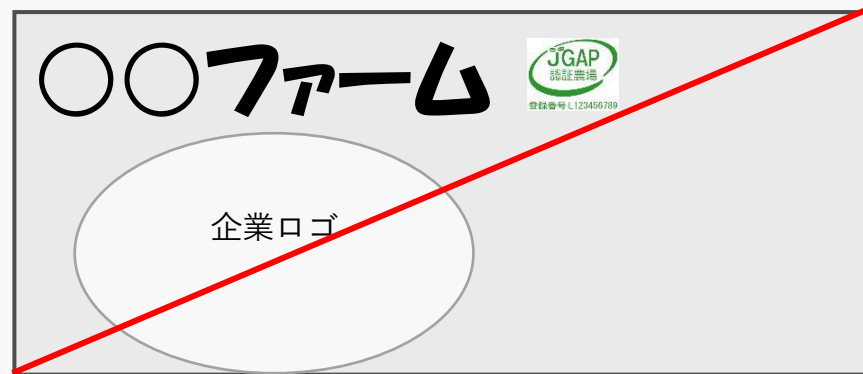


5. 拡大・縮小は可能だが、以下の場合には不可

①農場名・企業ロゴより目立つほどの拡大



②登録番号が判別できないほどの縮小



<表示方法例>

①名刺



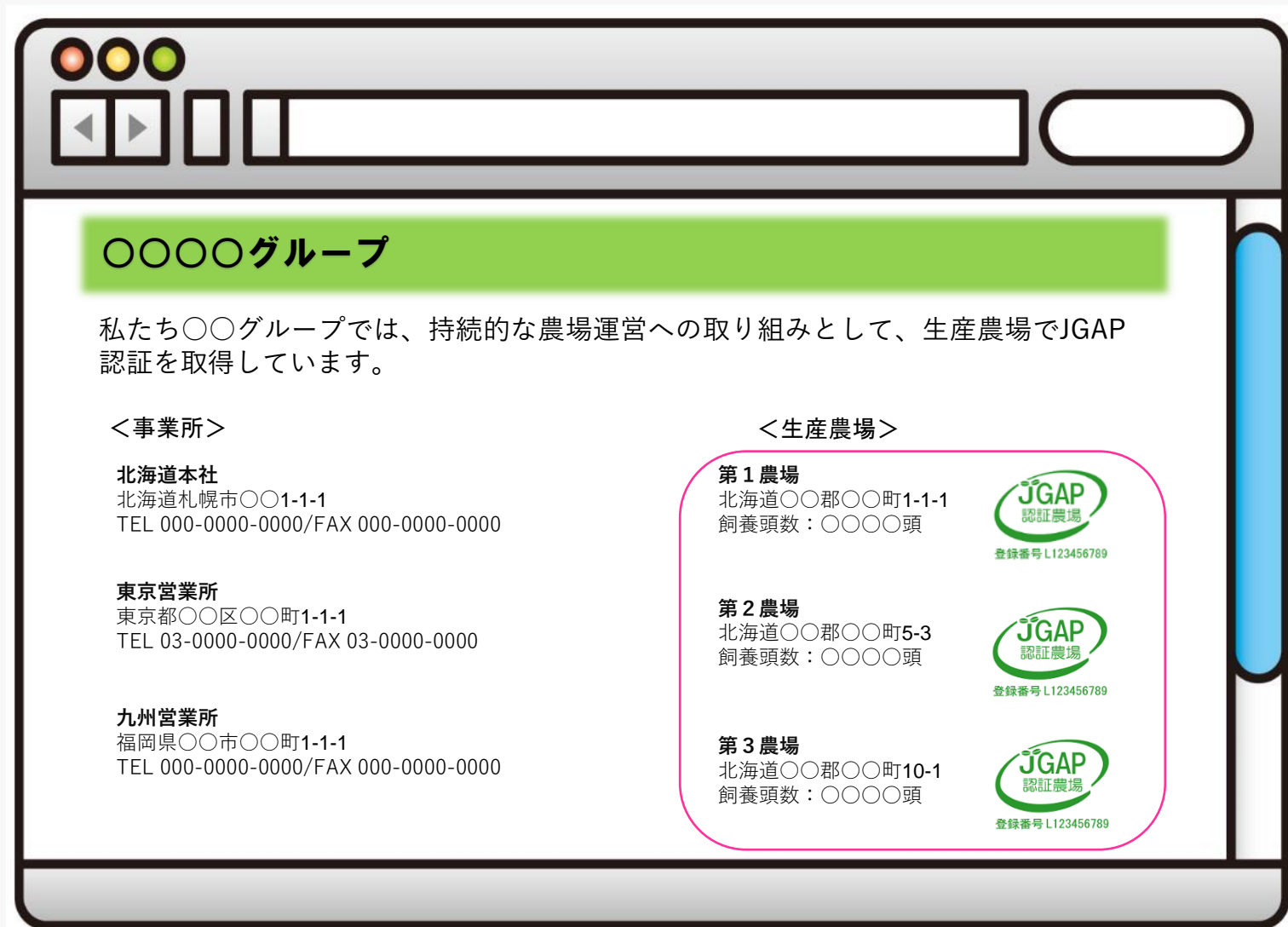
- 認証農場・団体名を必ず併記
- 原則、農場に所属する者の名刺に表示できる
(個別認証の場合、同じグループ企業でも所属農場が異なる場合は不可)
- 経営者であって、企業内に複数農場がある場合は、どれかひとつのロゴマークを代表として表示
(認証農場と非認証農場が混在する場合は、誤認のないよう認証農場名を記載)

<表示方法例>

②販促資材
(ウェブサイト)

- 認証農場・団体名を必ず併記
- グループ企業内に複数農場がある場合は、認証を取得した農場が識別できるように表示

※すべてのロゴマークを表示できない時は、どれかひとつのロゴマークを代表で表示し、認証農場名を記載する



< 申請の流れ >

- ①申請者：認証を取得後（認証書の発行後）に、
協会にロゴマーク申請書と添付書類を提出



- ②協会：デザイン案について確認
（必要があれば修正依頼）



承認

申請者：修正依頼があれば修正



- ③協会：ロゴマークのデータ、使用許諾書、請求書を発行
申請者：請求書を受領後、期日内に振込

< 申請に必要な書類 >

①申請書 (様式A1)

様式A1 : 2019. 11. 22

一般財団法人 日本GAP協会 御中

JGAP認証農場ロゴマーク 使用許諾申請書

当農場または当団体は、日本GAP協会が定める「JGAP 総合規則」ならびに「JGAPロゴマーク使用の細則」を遵守することを約束し、JGAP認証農場ロゴマークの使用許諾を申請致します。

申請日	年 月 日		
認証農場・団体名	代表者名		印
農場・団体住所	〒		
登録番号	TEL		
管理責任者名	所属先名		
管理責任者TEL	管理責任者Email		
郵送先住所	〒		
発行するJGAP認証農場ロゴマークの種類			
	日本語版	<input type="checkbox"/>	英語版 <input type="checkbox"/>
日本語	 登録番号 123456789	英語	 Reg. 123456789

※確認事項 にチェックを入れてください

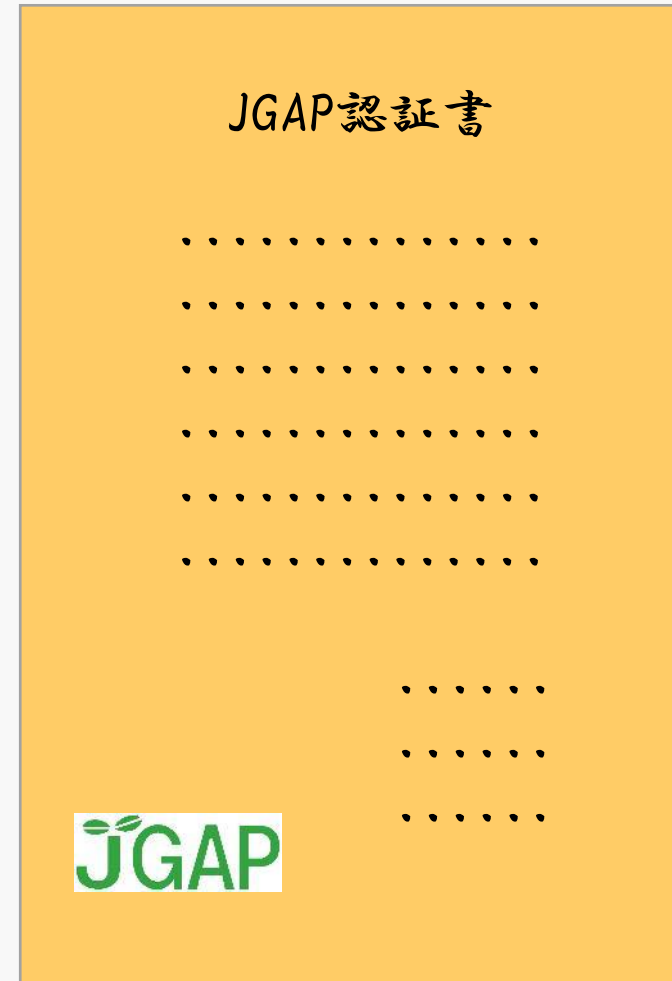
- 私(申請者)は認証書の写し、ロゴマーク表示デザイン案・説明文言書を添付しました。
- 私(申請者)はロゴマークの使用状況および表示デザインについて年1回報告することを了解しました。報告なき場合、ロゴマーク使用許諾の取消し、認証の取消しになる場合があることを了解しました。
- ロゴマークは、印刷用版下(ファイル形式はJPEG・GIF・EPS)の入ったCD-Rにより提供いたします。発行手数料は10,000円(消費税別)です。
- 既にASIAGAPロゴマークをご使用の方の追加申請は1,000円(消費税別)となります。本申請書にASIAGAPロゴマーク使用許諾書の写しを添えてお申し込み下さい。使用許諾書を紛失した場合は日本GAP協会までご連絡下さい。
- 申請書・デザイン案受領からロゴマーク発行まで10日程度かかります。
- 請求書は、ロゴマークデータ(CD-R)、使用許諾書に同封されます。
- 使用許諾書、ロゴマークデータ(CD-R)の再発行手数料は、1,000円(消費税別)となります。

上記の確認事項をご了承の上、以下の郵送先までお送りください。

本申請書に含まれる情報は、ロゴマークの使用に関する業務のみに使用いたします。

《郵送先》
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-29 日本農業研究所ビル4F
一般財団法人日本GAP協会 JGAPロゴマーク係
TEL.03-5215-1112 FAX.03-5215-1113 Email:info@gap.jp

②認証書(写)



<申請に必要な書類>

③ロゴマークの表示デザイン案

- ・ウェブサイトからサンプルマークをダウンロードして利用
- ・ロゴマークを表示する位置を明確にする
- ・JGAPに関する説明をする場合は、説明文言案を記載する
- ・複数取得している場合は、ひとつのロゴマークのみを表示して、全認証農場名・登録番号を記載しても良い

<サンプルマーク>



<デザイン案の記載例～名刺～>

〇〇〇〇株式会社

〇〇農場 農場長
日本 太郎

東京都〇〇区〇〇町1-1-1
TEL 03-0000-0000/FAX 03-0000-0000
Email 〇△□@XXXX.jp

登録番号 L123456789

<デザイン案の記載例～パンフレット～>

〇〇ファーム会社案内

私たち〇〇グループの農場では、JGAP認証を取得しています。

認証農場

- 〇〇第1農場 L〇〇〇〇〇〇〇〇1
- 〇〇第2農場 L〇〇〇〇〇〇〇〇2
- 〇〇第3農場 L〇〇〇〇〇〇〇〇3

JGAP認証は、持続可能な農場運営に取り組む農場に与えられる認証です。

登録番号 L123456789

(2) JGAP農畜産物使用ロゴマーク



< 表示方法（細則*4.3・4.4） >

*細則 = 「JGAPロゴマーク使用の細則」第9版

1. 色

①変更可 — 商品の包装・梱包資材：4.3.1(1)

②変更不可(白黒印刷は可) — 販促資材：4.3.1(2)

2. 縦横の比率、デザイン、登録番号の変更不可：4.3.2(1)

3. 拡大・縮小は可：4.3.2(2)

4. 商品原材料のうち、どれが「認証農畜産物」であるか記載する：4.4(3)

★申請時・変更時・新規使用時には

事前に必ず協会にデザイン案を報告して承認を得る

< 禁止事項 >

* 商品 = JGAP認証農場で生産された畜産物を小分け・加工した商品、または原材料とした製造した商品

1. 色(変更可)

① 商品*の包装・梱包資材に表示する場合



ロゴマークの一部に
色をおかない



登録番号(一部)の色を
変更をしない



影付けをしない

< 禁止事項 >

* 商品 = JGAP認証農場で生産された畜産物を小分け・加工した商品、または原材料とした製造した商品

1. 色(変更不可)

②商品*に関する販促資材(ウェブサイト・パンフレットなど) の場合



登録番号 L123456
ロゴマークの一部に色をおかない



登録番号 L123456
登録番号(一部)の色を変更をしない



登録番号 L123456
影付けをしない



登録番号 L123456
色を変更しない



登録番号 L123456
白抜き(色の反転) はしない

< 禁止事項 >

2. 縦横の比率、デザイン、登録番号の変更不可
 ※登録番号の位置を含めてひとつのデザイン



比率を変更しない



トリミングしない



書式を変更しない



登録番号を削除しない



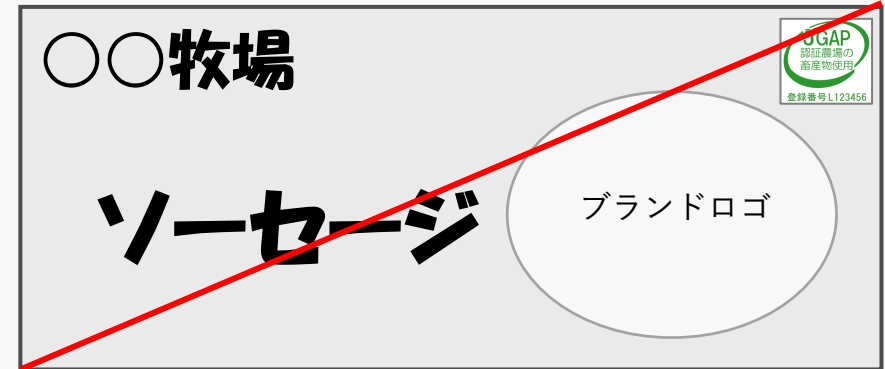
登録番号の位置を変えない

< 禁止事項 >

3. 拡大・縮小は可能だが、以下の場合には不可

①商品名・ブランドロゴより目立つほどの拡大

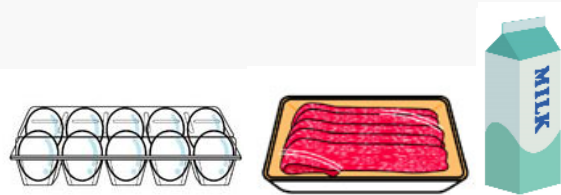
②登録番号が判別できないほどの縮小



<表示方法例>

①商品の包装・梱包資材

●単一の原材料商品
(香辛料、商品添加物を除く)



●単一の原材料ではない商品
(香辛料、商品添加物を除く)



企業ロゴ

〇〇食品株式会社

〇〇たまご

登録番号 L123456

生産者：.....

選別包装者：.....

販売者：.....

賞味期限 20.02.15

産卵日 20.02.01

〇〇食品

企業ロゴ

ハンバーグステーキ

商品に使用している牛肉は、JGAP認証農場産です

登録番号 L123456

- 色の変更・拡大・縮小は可
- 縦横の比率・登録番号など、デザインの変更不可
- 単一の原材料でない商品は、原材料のうち、**どれが「認証農畜産物」**であるか記載する

<表示方法例>

②販促資材

(商品パンフレット)

- 色・デザインの変更不可
(縦横の比率・登録番号の位置など)
- 拡大・縮小は可
- 原材料のうち、**どれが「認証農畜産物」であるかを記載**する
(単一の原材料の場合は除く)
- 企業内で販売している商品のうち、**認証農場産以外の原材料を使用している商品がある場合は、誤認を与えないように表示**する

〇〇ファーム

わたしたちの想いを届けたい。

わたしたちの製品は、
すべてJGAP認証農場で
生産された豚肉を使用しています。





JGAP認証は、持続可能な農場運営に取り組む農場に与えられる認証です。食品安全や家畜の健康管理の他、作業者の安全確保、環境保全など、さまざまな審査項目をクリアしています。

<p>〇〇豚</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>ソーセージ</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
<p>ハム</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>ベーコン</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

< 申請の流れ >

①申請者：協会に申請書と添付書類（チェックリスト・デザイン案など）を提出



②協 会：申請内容について確認
（必要があれば修正依頼）



承認

申請者：修正依頼があれば修正



③契約の締結（協会から契約書を送付）



④協 会：ロゴマークのデータ、使用許諾書、請求書を発行

申請者：請求書を受領後、期日内に振込

< 申請書類 (必須書類) >

① 申請書 (様式B1)

一般財団法人 日本GAP協会 様中

様式B1-1:2019.11.22

JGAP農畜産物使用ロゴマーク 使用料納付申請書

当協会は、日本GAP協会が定める「JGAP 総合規則」ならびに「JGAPマーク使用の規則」を遵守することを約束し、下記のとおり使用料納付を申請いたします。

申請日	年 月 日	JGAP会員(会員の方はチェックしてください)	<input type="checkbox"/>
申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 家業 (いずれかにチェックを入れて下さい)		
申請組織名(会社名等)			
代表者(契約者)連絡先(部署長可)	部署	役職/氏名	印
	住所: 〒		
	TEL:	FAX:	
管理責任者	部署	氏名	
連絡先	住所: 〒		
(同上的場合は記入不要)	TEL:	FAX:	
Email:			

申請するJGAP農畜産物使用ロゴマーク (必須マークにして下さい)

登録番号 123456

登録番号 123456

Reg 123456

● 添付書類(新規申請時すべて必須)

様式B1-1 申請付属書 様式B1-2 申請時チェックリスト マーク表示デザインの案 特権照

※以下は、いずれかが該当するものにチェック

第三者所有の特権照 様式B1-3 年別・都道府県別産額チェックリスト

入力簿リスト 飼料管理システムの書類

● 確認事項 にチェックを入れてください

- 私(申請者)はロゴマークの使用状況および表示デザインについて年1回報告することを了解しました。種々な場合、ロゴマーク使用料納付の取消しになる場合がありますことを了解しました。
- ロゴマークは、印刷用紙下(ファイル形式はJPG・GIF・EPS)の人ったOD-RIにより提供いたします。発行手数料はJGAPロゴマーク使用の規則をご確認ください。
- 申請書・デザイン案確認後、契約書をお送りします。合意が得られた後、契約書をお送りします。
- 契約完了からロゴマーク発行まで10日程後がかかります。
- 請求書は、ロゴマークデータ(OD-RI)・使用料納付書に同封されます。
- 申請内容に変更(製造工場の追加/削除等)がある場合は、申請区分の要項にチェックを入れていただき、必要事項をご記入ください。

上記の確認事項をご了解のうえ、以下の郵送先まで申請書および添付書類をお送りください。

本申請書に含まれる機密情報は、ロゴマークに関する業務のみに使用いたします。

《郵送先》〒102-0084 東京都千代田区紀尾町3-29 日本農業研究所ビル4F
一般財団法人日本GAP協会 JGAPロゴマーク係

② 申請付属書 (様式B1-1)

様式B1-1:2019.06.21

JGAP農畜産物使用ロゴマーク申請付属書

申請組織名: _____

1. 使用する商品及び小分け・加工・製造場所に関する情報一覧
用途が1枚で足りない場合は複数枚ご使用ください。

*注1:日本GAP協会のHPにて「JGAP 農畜産物使用ロゴマーク申請付属書 商品分類について」をご覧ください。
*注2:最終的に小分け包装する工場

商品分類 *注1	小分け・加工・製造者名 (自社・委託先名)	小分け・加工・製造場所名(自社工場名・委託先工場名等)*注2

③ 申請時チェックリスト (様式B1-2)

様式B1-2:2019.06.21

JGAP農畜産物使用ロゴマーク 申請時チェックリスト

	チェック項目	添付書類
1	自己点検 管理責任者は、「総合規則」、「ロゴマーク使用の規則」、「特許照付属書」に設置のロゴマークに関する内容を詳細に、本チェックリストを参照した上で自身により照会方法を確認している	本チェックリスト
2	発行料・使用料 発行手数料(初年度)、年間使用料が発生することを理解している	<input type="checkbox"/>
3	変更時の連絡 申請内容に変更がある場合、「特許照付属書」、「JGAP農畜産物使用マーク 使用料納付書」および添付書類を使用して、協会に連絡することを通知している	<input type="checkbox"/>
4	責任体制 ロゴマークの管理責任者(受領封書)、各小分け・製造場所におけるロゴマーク使用の責任者などの責任体制が確立している	管理責任者、管理責任者がいる組織図
5	表示対象の原材料(品目)が、認証農場であることを確認し、確認する手順を定めている	<input type="checkbox"/>
6	原材料の検閲 6人の実・出席(出勤)記録を、一定期間(場合等で定められている場合)にそれ以上の期間に保存している ※検閲方法は紙・電子媒体を問わない	<input type="checkbox"/>
7	申請する小分け・製造場所が、トレーサビリティシステムの構築を要する第三者施設(ISO22000、SQFなど)を稼働しており、トレーサビリティシステムに関する項目に不適合がない	証明書(またはコピーなど)
8	特許照付属書 既に特許照がない場合で、表示対象となる品目(調味料)は、入荷先が特定されており、認証農場の原材料は取扱いしていない	入力簿リスト(登録番号と登録業者名を必ず記載)
9	飼料管理 8.1～8.3に該当しない年月または取扱いのロット作業を行う場合は、特許照付属書(特許照付属書以外の手帳または取扱い簿)があるが、自社で飼料管理システムを構築して、認証農場と非認証農場の識別が確実にできている	様式B1-3 年別・都道府県別産額チェックリスト
10	8.1～8.3に該当しない年月または取扱いのロット作業を行う場合は、特許照付属書(特許照付属書以外の手帳または取扱い簿)があるが、自社で飼料管理システムを構築して、認証農場と非認証農場の識別が確実にできている	飼料管理システムがわかる書類
11	8.1～8.3に該当しない年月または取扱いのロット作業を行う場合は、特許照付属書(特許照付属書以外の手帳または取扱い簿)があるが、自社で飼料管理システムを構築して、認証農場と非認証農場の識別が確実にできている	<input type="checkbox"/>

< 申請書類（必須書類） >

④組織図

- ・ ロゴマークの使用責任体制(使用責任者・管理部署)がわかるもの

⑤ロゴマークの表示デザイン案

- ・ ウェブサイトからサンプルマークをダウンロードして利用
- ・ ロゴマークを表示するすべての商品・販促資材のデザイン案
- ・ ロゴマークを表示する位置を明確にする
- ・ JGAPに関する説明をする場合は、説明文言案も事前に確認

< サンプルマーク >



< 申請書類（必須書類） >

⑤ ロゴマークの表示デザイン案

<例> カットした精肉の包装資材

ロゴマークの表示
位置・大きさを
明確に示す



文字による
JGAP認証の表示
(申請不要)
総合規則10.4

< 申請書類（必須書類） >

⑤ ロゴマークの表示デザイン案

< 例 > 部分肉の包装・梱包資材



- ★デザインは確定したら、印刷（使用）する前に協会に最終確認をしてください。
- ★新たな商品・販促物に表示 or デザインを変更する際には**事前確認が必要です！**

印刷後に修正が必要にならないよう、ご協力をお願いします。

< 使用状況報告と継続申請の流れ >

①協 会：有効期限の約1か月前に使用状況報告提出依頼メールを送付



②申請者：1年間の使用状況報告書と添付書類（ロゴマークを表示している商品と販促資材の画像、自己点検チェックリスト、入荷先リストなど）

+

継続申請書（ロゴマークの使用を継続する場合）



③協 会：必要があればロゴマーク使用方法の改善依頼
申請者：対応と改善結果を報告



④協 会：使用許諾書、使用料の請求書を発行
申請者：請求書を受領後、期日内に振込

< 必要書類 (必須書類) >

- ①使用状況に関する報告書 (様式B3)
- ②自己点検チェックリスト (様式B3-1)
- ③ロゴマークを表示した商品・販促資材の画像
- ④組織図 (変更がないか確認)
- ⑤入荷先リスト (1年間に使用した入荷先リスト)
- ⑥その他、必要に応じて識別管理の証明書類